

会計年度任用職員(一般事務)の 初任給の見直しについて(案)

1. 概 要

会計年度任用職員の処遇改善を目的として、一般事務の初任給について以下のとおり見直しを行う。

2. 改正案

対象：会計年度任用職員のうち、任命権者の定める基準によることなく行政職給料表1級1号給の適用を受けるもの

| | 改正案 | 現行 |
|--------|-------------------------|-----------------|
| 初 任 給 | 行政職給料表 1級 <u>5号給</u> | 行政職給料表 1級1号給 |
| 経験年数加算 | <u>加算なし</u> | 1年を上限 |

3. 実施日

令和5年4月1日から任用される会計年度任用職員に適用

参考：

神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則

第3条第5項

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の初任給は、前4項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い決定するものを除き、行政職給料表1級1号給とする。

参 考(勤務時間について)

会計年度任用職員の制度導入に際し、原則パートタイムの運用とし週 30 時間又は 31 時間までの勤務を基本としていたが、令和5年4月以降の任用については各所属における業務内容などを勘案し、フルタイムでの配置も可能とする。